

機関番号：32663

研究種目：若手研究（B）

研究期間：2007～2010

課題番号：19730077

研究課題名（和文）有毒物質への曝露による人身被害・環境損害の法的救済制度に関する比較
法的研究研究課題名（英文）Comparative Research on Legal Remedy System for Personal Injury and
Environmental Damage Caused by Toxic Exposure

研究代表者

大坂 恵里（OSAKA ERI）

東洋大学・法学部・准教授

研究者番号：40364864

研究成果の概要（和文）：本研究では、有毒物質への曝露による人身被害・環境損害への法的救済制度について、日本、アメリカ、他の法域における現状について比較を行い、日本における望ましい法的救済制度 個別の補償・救済制度と訴訟の関係を含む、それに関連して、大規模不法行為におけるクラス・アクションや団体訴権等の集団的権利保障のための訴訟方式について検討を行った。

研究成果の概要（英文）：I have researched on the legal remedy systems for personal injuries and environmental damages caused by toxic exposure in Japan, the United States, and other jurisdictions. Then I studied on how to improve such legal remedy system, which includes how the relationship between each administrative compensation/remedy system and litigations should be, as well as on the suitable forms of collective litigation for mass torts, such as class action and group litigation.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2007年度	900,000	0	900,000
2008年度	600,000	180,000	780,000
2009年度	900,000	270,000	1,170,000
2010年度	500,000	150,000	650,000
年度			
総計	2,900,000	600,000	3,500,000

研究分野：環境法、民法

科研費の分科・細目：法学・民事法学

キーワード：有毒物質、人身被害、環境損害、環境不法行為、大規模不法行為、集団訴訟、補償・救済制度

1. 研究開始当初の背景

研究代表者は、民法および公害・環境法を専門とする者として、有毒物質への曝露による人身被害・環境損害が生じた場合に、誰が誰にどのような法的救済を求めることができるのかという問題について、強い関心を有してきた。

2. 研究の目的

(1) 有毒物質への曝露による人身被害につい

ては、当事者が多数である場合が多いこと、事実的因果関係（加害行為と損害との間の原因結果の関係）の立証が困難であること 場所的隔たり、時間的隔たり、複数原因の可能性、被害者の素因（持って生まれた資質）被害・損害のリスクに関わる問題等を含む、現に生じている損害および将来生ずるおそれのある損害の範囲の画定が困難であること、当事者間の紛争解決が当事者以外にも影響を及ぼしうる蓋然性が高

いこと、といった特徴がある。また、有毒物質への曝露による環境損害の回復については、の論点との関連で、侵害された利益が万人に属するものである場合、誰がその利益を守ることができるのかという原告適格や環境権に関する問題もある。この種の被害・損害は、産業の発展に伴う社会の複雑化の中で生じてきたものであり、今後増えることはあっても減ることはないであろう。さらに、司法の国際化は、日本国民が海外の法域において訴訟当事者になる現象を生み出している。

(2)したがって、本研究では、有毒物質への曝露による人身被害・環境損害への法的救済制度について日本を含む複数の法域を比較し、日本における望ましい法的救済方法のあり方を研究することを目的とした。

3. 研究の方法

(1)国内では、有毒物質への曝露による人身被害については、公害、薬害、食品公害、ある種の労働災害として、実体法上の諸問題を民法学者が議論し、手続法上の諸問題を民事訴訟法学者が検討し、紛争処理の現状を法社会学者が分析し、というように、異なる法分野において研究が行われてきた。有毒物質への曝露による環境損害については、学際的研究が行われる基盤として環境法という法分野が形成されたものの、今なお、民法学者、行政法学者等がそれぞれの専門分野のアプローチで研究を行っている傾向が強い。しかしながら、国外では、この種の被害・損害から生起する様々な問題を互いの関連性を考慮しながら一つの法分野の中で対処していく法域の方が多くようである。

(2)したがって、本研究では、有毒物質への曝露による人身被害・環境損害について一つの法分野の中で対処しようとしている法域における法理論と法実務を、文献調査と現地調査を通じて、実体法と手続法さらには政策論と立法論を有機的に関連させて研究することで、日本におけるその種の被害・損害に関する法的救済制度を検討することとした。

4. 研究成果

(1)日本における有毒物質への曝露による人身被害・環境損害に関する法的救済制度の現状

日本における有毒物質への曝露による人身被害に関する法的救済制度の現状把握として、水俣病問題、大気汚染公害問題、薬害肝炎問題、アスベスト問題について、関連する訴訟と被害補償・救済制度の現状について研究した。

水俣病は、公害健康被害補償制度の下で公

害病認定されることによって、熊本水俣病第一次訴訟における賠償額と同一基準の補償を受けることができるが、行政認定基準に基づく認定制度が十分に機能しないことにより、多数の認定保留者・不認定者を生ぜしめ、さらなる訴訟を招くという結果を生じることとなった。1995年の政治解決の後も、2004年の関西訴訟最高裁判決により行政認定基準と司法認定基準が併存することになった結果、新たな大規模訴訟が生じ、水俣病患者救済特別措置法による解決を図ったが、一部の訴訟は未だ係属中である。

大気汚染による健康被害についても、四日市公害訴訟は公害健康被害補償制度の契機となったが、1988年に同制度の下での第一種指定地域が解除されたことが、各地の大気汚染公害訴訟を招く結果となった。今なお第一種指定地域は復活されていないが、東京大気汚染公害訴訟の和解によって東京都独自の大気汚染医療費助成制度が拡充されたことは、訴訟の大きな成果といえよう。

薬害肝炎問題については、薬害によりB型肝炎・C型肝炎になった被害者達は、訴訟を遂行しながら立法・行政による被害者救済制度の設立を求めたが、その制度の要となる認定制度について、司法認定を求めた点が注目される。公害健康被害補償制度において、多くの被害者が行政認定という壁に阻まれ、結局訴訟に進むしかなかったという事実を踏まえたものである。有毒物質への曝露による人身被害・環境損害について、行政の責任が問われる事件が多いことを考え合わせれば、被害者救済の制度設計として、認定制度を行政ではなく司法に担わせることが望ましいと考える。

アスベストは、曝露から発症まで長期間に及ぶ特性を有しており、2006年に全面禁止（例外あり）されるまでは大量に輸入・使用されてきたことから、アスベストによる健康被害は、今後さらに拡大していくと予想されている。すでに労働災害補償保険法、そして労災制度が適用されない被害者については石綿健康被害救済法により被害者救済制度が構築されているが、石綿健康被害救済制度において、不認定・取下げの件数も少なくなく、また、認定されても給付内容が十分ではないことが指摘されている。さらに、アスベスト関連企業だけでなく国の責任を問う大規模訴訟が複数係属中であり、民事責任や国の責任を前提としていないゆえの「救済」制度「補償」制度ではないは、訴訟の帰趨によって、再度検討する必要があるだろう。

日本における環境損害に関する法的救済制度の現状把握については、土壌汚染問題について検討を行った。土壌汚染対策法は、汚染原因者でない土地所有者等に対する財

政支援を目的として国の補助金と産業界等からの任意の出しによる土壌汚染対策基金を設置しているが、国の補助金が約45%（2008年4月1日時点）を占める現行のあり方が妥当であるのか、検討すべきである。

有毒物質への曝露による人身被害も環境損害も、事後的救済制度を予定せざるを得ないとはいえ、そのような制度が必要となる事態に陥らないよう、健康リスク・環境リスクに対処すべきであろう。そのような観点から、化学物質審査規制法は、2009年の改正により、リスクベースへの管理と移行するため、既存化学物質を含むすべての化学物質を対象とし、スクリーニング評価と一次・二次リスク評価のプロセスを組み込んだことが評価できよう。

これらの研究成果については、海外の学会において複数回にわたって報告しており、水俣病・大気汚染公害に関する訴訟と被害補償制度については、海外の法律雑誌において公刊済み、アスベスト問題に関する訴訟と被害救済制度についても、公刊が計画されている。

(2) アメリカにおける有毒物質への曝露による人身被害・環境損害に関する法的救済制度の研究

アメリカでは、1970年代後半から、枯葉剤、アスベスト、タバコ等により現に被害を受けているか被害を受けるおそれのある人々が、それらの製造業者等に対して賠償責任を追及するため、大規模不法行為訴訟を提起してきた。そうした集団訴訟の方式としてクラス・アクションが活用されてきたが、1990年代後半に初めから和解を目的とした二つの連邦クラス・アクションが裁判所の認証を得ることができなかったこと、完全州籍相違でない州際クラス・アクションにも連邦裁判所の管轄権を拡げる2005年クラス・アクション公正法を利用した被告側によるクラス・アクション封じが起こっていることから、広域係属訴訟が連邦と一部の州において活用されるようになってきている。もっとも、州レベルのクラス・アクションもなお数多く提起されている。

有毒物質への曝露による人身被害・環境損害に関する法的救済制度としてのクラス・アクションには、産業界へ過大な負担を課しており、価格に転化されることで結局は消費者が不利益を受ける、司法運営を圧迫し、ひいては納税者の負担となる、全面成功報酬制により、原告が受ける利益に比して原告側代理人のそれが大きすぎる、等のコスト・金銭面に関する批判や、各被害者の曝露状況・症状が異なるうえ、現時点で未発症の者を原告に含めることが適切なのか、等々の指摘がなされている。そうとはいえ、クラス・アクション

は、原告一人一人が個人訴訟を提起する場合の手間と費用を一つの訴訟に集中投下することを可能にする。とりわけ、各人の賠償請求額が少額な場合には、有益な訴訟方式である。また、集団訴訟における賠償金の配分方法として、違法行為の抑止等を目的とした流動的回復ないしシープレ配分や、代表原告へのインセンティブ・アワードは、私人による法の実現という趣旨から、より参考にされてよいと考える。

有毒物質への曝露による人身被害については、有毒物質と疾患との因果関係の証明が困難であることは、アメリカにおいても同様である。例えば大気汚染と気管支系疾患の関係のように被害が非特異性疾患である場合には、疫学的データ等の科学的証拠が裁判所に提出されることになるが、そのような科学的証拠の採否は訴訟の勝敗に大きく関わる。この点、1993年のドーバート連邦最高裁判決後、裁判官は、専門的証拠を許容するか判断する際に、その信頼性に関してより注意深く調べ、より厳格な基準を適用するようになり、原告側にとって致命的となっているという実証研究がある。

有毒物質への曝露による環境損害については、金銭的評価をどのように行うか、という問題がある。誰かが所有する不動産への侵害と考えることができれば、市場価格の差額分イコール損害額と考えることができるだろうし、また、土壌・地下水汚染の場合には、その浄化費用として考えることもできよう。汚染土壌・地下水の浄化費用について、アメリカは、汚染当時の土地所有者・現在の土地所有者・手配者・運搬者等に厳格（無過失）・遡及・連帯責任を負わせており、その費用負担を争う訴訟が複雑化・長期化することが問題視されてきたが、2009年のパーリントン・ノーザン&サンタフェ鉄道会社連邦最高裁判決が手配者の責任を否定し、分割責任を肯定しことは、土壌・地下水汚染浄化の費用負担のあり方に影響を与えると注目されている。

もっとも、海洋での原油流出事故による自然資源の損害のように、公共財である環境を財産権的構成で考えることには限界がある。裁判例の中には、自然資源損害額を、原状または可能な限り近い状態に修復する費用として算定することが適切であると判断したものがある。いったん損なわれた環境は元には戻らないことを考えれば、損害額を、相殺する資源を取得するために合理的な費用として算定することもできよう。具体的には、仮想評価法などのさまざまな手法が考案されている。

アメリカにおける有毒物質への曝露による人身被害・環境損害に関する訴訟について論じるにあたって、近年の不法行為改革の

影響を無視することはできない。損害賠償
とりわけ懲罰的損害賠償、非経済的損害の
賠償の制限、メディカル・モニタリング
有害物質に曝露して現段階では発症は
していなくとも、損害として検診費用を請求
できるとするの否定、副次的非控除ルー
ルの撤廃、敗訴者負担制度の導入、成功報酬
制の制限、連帯責任から分割責任への転換、
前述のクラス・アクション改革などによって、
原告側が受けている影響は大きい。また、訴
訟による規制(regulation by litigation)は、
三権分立に反するものであるとして、産業界
側が反発している。そうとはいえ、有毒物質
への曝露による被害者達にとって、救いがな
いことばかりではない。一例として、損害賠
償の制限について、一部の州では環境汚染に
起因する損害を除外している場合がある。

これらの研究成果については、国内外の
学会において複数回にわたって報告しており、
アメリカのアスベスト訴訟、クラス・ア
クションの近況、汚染土壌・地下水の浄化の
費用負担問題についてはそれぞれ法律雑誌
において公刊済みであり、アメリカの環境不
法行為訴訟に関する論稿についても公刊が決
定している。また、本研究に関連する成果と
して、土壌環境の汚染と浄化についてアメ
リカ環境保護庁が公表した「グリーン・レメ
ディエーション戦略」を全訳した。

(3)その他の法域における有毒物質への曝露
による人身被害・環境損害に関する法的救済
制度の研究

2008年には、オックスフォード大学で開催
された、世界各国における集団被害の法的救
済方法をテーマとした「クラス・アクション
のグローバル化会議」に参加し、2009年には、
ドイツ・フランクフルトで開催された、集団
被害の法的救済制度をテーマとした「クラ
ス・アクション、大量訴訟、集団的救済会議」
に参加し、情報を収集した。

(4)日本における有毒物質への曝露による人
身被害・環境損害に関する法的救済制度のあ
り方

公害、薬害、アスベスト等、大規模に被
害が及ぶ不法行為については補償・救済制度
が設置されているものの、それらの制度の機
能不全がかえって多くの訴訟を招くという
現象がみられる。公害健康被害補償制度の反
省を踏まえれば、補償・救済制度の要となる
認定制度は、行政ではなく司法が担うことが
望ましいと考える。

集団的権利保障のための訴訟方式とし
て、現在、共同訴訟や選定当事者制度さら
に、消費者被害については団体訴訟制度、
株主の被害については株主代表訴訟、など
が認められているが、他の法域ではクラ

ス・アクション、団体訴権、テスト・ケース
といった様々な方式が採用されていること
を考えれば、なお不十分であるとする。こ
れらの訴訟方式のうち、クラス・アクション
については批判されることも多いが、その多
くは全面成功報酬制や懲罰的損害賠償制度
といった他の制度との絡みからくるもので
あり、批判がありながらも、アメリカ以外で
クラス・アクションを採用する法域が徐々に
増えているという点から、クラス・ア
クション単体の長所・短所を再検討すべきであ
らう。環境損害の回復については、アメリカ型
の市民訴訟の導入よりもヨーロッパ型の団
体訴訟制度の導入の方が賛同を得ているよ
うであるが、その場合であっても、制度活
用の誘因の一つとして、原告団体には差
し請求だけでなく損害賠償請求も認めら
れるべきである。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者に
は下線)

[雑誌論文](計7件)

大坂恵里、環境不法行為訴訟の特徴と新た
な動向、アメリカ法、査読無、2011(投稿中・
掲載決定)

大坂恵里、アスベストの家庭内曝露と不法
行為責任 日本とアメリカの事例、東洋法
学、査読無、54巻1号、2010、pp.161-185

大坂恵里、アメリカの土壌汚染に関する法
執行は変化するか バーリントン・ノーザン
連邦最高裁判決の影響、東洋、査読無、47
巻3号、2010、pp.31-42

大坂恵里、化審法改正の要点と国際的動向、
環境管理、査読無、46巻5号、2010、pp.34-39

大坂恵里、消費者団体訴訟制度と市民参加
--制度活用のためのインセンティブの必要
性、東洋法学、査読無、53巻2号、2009、pp.
97-117

大坂恵里、改正土壌汚染対策法の概要と課
題、環境管理、査読無、2009年7月号、2009
年、pp.57-65

大坂恵里、Reevaluating the Role of the
Tort Liability System in Japan, Arizona
Journal of International and Comparative
Law、査読有、26巻2号、2009年、pp.393-426

[学会発表](計8件)

大坂恵里、Environmental and Worker
Safety Law in Japan: Recent Changes, the
Impact of Reform Laws and Movements, and
the Prospects for the Future, Sho Sato
Conference on Japanese Law, 2011年3月
15日、アメリカ合衆国カリフォルニア州バ
ークレー

大坂恵里、環境不法行為訴訟の特徴と新た

な動向、日米法学会、2010年9月12日、明治大学

大坂恵里、Asbestos Litigation in the U.S. and Japan: A Comparative Study、2010年5月29日、アメリカ合衆国イリノイ州シカゴ

大坂恵里、Administrative Compensation Systems in Japan: Why Mass Tort Victims in Japan Still Have to Rely on the Judiciary?、Inaugural East Asian Law and Society Conference、2010年2月5日、香港大学

大坂恵里、Introduction of the Consumer Group Litigation System: The Japanese Experience、Law and Society Association、2009年5月29日、アメリカ合衆国コロラド州デンバー

大坂恵里、Reevaluating the Role of the Tort Liability System in Japan、Association of American Law Schools、2009年1月9日、アメリカ合衆国カリフォルニア州サンディエゴ

大坂恵里、Fighting Air Pollution through Litigation、Law and Society Association、2008年5月31日、カナダケベック州モントリオール

大坂恵里、Administrative Compensation System and Complex Tort Litigation in Japan、Law and Society Association、2007年7月25日、ドイツ連邦共和国ベルリン

6. 研究組織

(1) 研究代表者

大坂 恵里 (OSAKA ERI)
東洋大学・法学部・准教授
研究者番号：40364864

(2) 研究分担者 (0)

(3) 連携研究者 (0)